

「最速合格！2級電気工事施工管理技士試験 学科 50回テスト」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。初版時からの訂正を載せております。お手持ちの本では修正されている可能性もございます。

P.60 問題4の解説1行目

「第42条」を「**第37条第3項**」に変更。

P.60 問題4の3行目

法文「第42条」を「**第37条**」に変更。

P.69 問題6の解説2行目

「第14条第2項」を「**第15条第一号及び第二号**」に変更。

P.73 問題7の解説3行目

「第57条」を「**第58条第1項**」に変更。

P.76 問題2の解説1行目

「第174条」を「**第156条**」に変更。

P.77 問題5の解説1行目

「第171条第1号」を「**第149条第1項第一号**」に変更。

P.77 問題6の解説1行目

「第20条第1項第四号」を「**第17条第1項第三号二**」に変更。

「四」を「**二**」に変更。

P.77 問題7の解説1行目

「第170条」を「**第148条**」に変更。

P.77 問題8の解説1行目

「解釈第189条「低圧屋内配線と弱電流電線等又は管との接近又は交さ」第3項第二号」を
「**解釈第167条「低圧配線と弱電流電線等又は管との接近又は交さ」第3項第一号**」に変更。

P.81 問題8の解説

2行目

「第 134 条」を「第 120 条」に変更。

4 行目

「第 135 条」を「第 121 条」に変更。

6 行目

「第 138 条」を「第 124 条」に変更。

P.89 問題 7 の解説 4 行目

「第 169 条」を「第 153 条」に変更。

P.135 問題 5 の解説 1 行目

「第 97 条第 1 項第五号」を「第 68 条第 1 項」に変更。

P.135 問題 5 の解説 3～10 行目

「五 電線の高さは次によること。

イ 道路(車道と歩道の区別がある道路にあつては、車道)を横断する場合は、路面上 5m(技術上やむを得ない場合において交通に支障のないときは、3 m)以上。

ロ 鉄道または、軌道を横断する場合は、レール面上 5.5 m 以上。

ハ 横断歩道橋の上に施設する場合は、路面上 3m 以上。

ニ イ、ロおよびハ以外の場合は、地表上 4m(技術上やむを得ない場合において交通に支障のないときは、2.5 m)以上。」を

「① 道路(車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。)を横断する場合は、路面上 5m。

② 鉄道または、軌道を横断する場合は、レール面上 5.5 m 以上。

③ 低圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合は、路面上 3m 以上。

④ 高圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合は、路面上 3.5m 以上。

⑤ 上記以外では、4 又は 5m 以上(条件により異なる)」

に変更。

P.136 問題 2-選択肢 1 の右側(工事の種類) の

「合成樹脂線び工事」を「合成樹脂管工事」に変更。

P.138 問題 1 の解説

1 行目

「第 179 条」を「第 161 条」に変更。

6 行目

「第 2 項第一号」を「第 3 項第一号」に変更。

8行目

「第2項第二号」を「第3項第二号」に変更。

P.138 問題2 の解説 1行目

「第174条」を「第156条」に変更。

P.138 問題2 解説の

3行目 「第174条」を「第156条」に変更。

3行目 「第192条」を「第175条」に変更。

3行目 「第195条」を「第178条」に変更。

4行目 「第198条」を「第172条第1項」に変更。

5行目 「可とう電線管工事」を「金属可とう電線管工事」に変更。

5行目 「174-1」を「156-1」に変更。

P.138 174-1 表を「156-1表」に変更。

P.138 174-1 表中の「合成樹脂線び工事」を削除。

P.139 174-1 表中の「合成樹脂線び工事」を削除。。

P.139 174-1 表の下の1行

「解釈第174条により,」を「解釈第156条により,」に変更。

P.139 問題3 解説 1行目

「第185条」を「第165条第3項」に変更。

P.139 問題3 解説 3行目～P.140の上から2行目まで

「第185条 ライティングダクト工事による低圧屋内配線は、次の各号により施設すること。 ～

2 ライティングダクト工事に使用するライティングダクト及び附属品は、電気用品安全法の適用を受けるものとする。」を

「3 ライティングダクト工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。

一 ダクト及び附属品は、電気用品安全法の適用を受けるものであること。

二 ダクト相互及び電線相互は、堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続すること。

三 ダクトは、造営材に堅ろうに取り付けること。

- 四 ダクトの支持点間の距離は、2m 以下とすること。
- 五 ダクトの終端部は、閉そくすること。
- 六 ダクトの開口部は、下に向けて施設すること。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、横に向けて施設することができる。
 - イ 簡易接触防護措置を施し、かつ、ダクトの内部に塵あいが侵入し難いように施設する場合。
 - ロ (省略)
- 七 ダクトは、造営材を貫通して施設しないこと。
- 八 ダクトには、D 種接地工事を施すこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 合成樹脂その他の絶縁物で金属製部分を被覆したダクトを使用する場合
- ロ 対地電圧が 150V 以下で、かつ、ダクトの長さ(2 本以上のダクトを接続して使用する場合は、その全長をいう。)が 4m 以下の場合
- 九 ダクトの導体に電気を供給する回路には、当該回路に地絡を生じたときに自動的に回路を遮断する装置を施設すること。ただし、ダクトに簡易接触防護措置を施す場合は、この限りではない」に変更。

P.140 問題 4 の解説 1 行目

「解釈第 177 条第 3 項第七号に次のように規定されている。

七 CD 管は、直接コンクリートに埋め込んで施設する場合を除き、専用の不燃性又は自消性のある難燃性の管又はダクトに収めて施設すること。」を

「解釈第 158 条第 3 項第七号に次のように規定されている。

七 CD 管は、次のいずれかにより施設すること。

イ 直接コンクリートに埋め込んで施設すること。

ロ 専用の不燃性又は自消性のある難燃性の管又はダクトに収めて施設すること。」に変更。

P.153 問題 6 の解答番号を「解答 3.」から「解答 2.」に変更。

P.153 問題 6 の解説 2～4 行目まで

「第 190 条 屋内に施設する使用電圧が 300V 以下の電球線(略)は、ビニルコード(略)以外のコード(略)又はビニルギャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積が 0.75mm^2 以上のものとする。」を

「第 171 条により、移動して使用する電球線は断面積 0.75mm^2 以上の防湿コード、ゴムキャブタイヤコード、キャブタイヤケーブルなどを使用しなければならない。」に変更。

P.153 問題 7 の解説 1～6 行目まで

「屋内で電球線を使用する場合の規定は問題 6 の電気設備の技術基準とその解釈第 190 条に規定されているが、屋内以外では、電気設備の技術基準とその解釈第 212 条に次のように規定されている。

第 212 条 屋側又は屋外(略)に施設する使用電圧が 300V 以下の電球線は, 1 種キャブタイヤケーブル及びビニルギャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルであって, 断面積 0.75mm^2 以上のものであること。」を

「屋内及び屋外で移動線を使用する場合の規定は電気設備の技術基準とその解釈第 171 条に規定されているが, 使用電圧が 100V の電球を現場内(屋内及び屋外)で使用できる移動電線は, 断面積 0.75mm^2 以上の第 2 種以上のキャブタイヤケーブル及び 2 種以上のクロロブレンキャブタイヤケーブルなどである。」に変更。

P.171 問題 7 の解説 1~6 行目

「電気設備の技術基準とその解釈第 14 条第 2 項ただし書きに, 「ただし, 電線にケーブルを使用する交流の回路であって, 同表の左欄に掲げる回路の種類に応じ, それぞれ同表の右欄に掲げる試験電圧の 2 倍の直流電圧を電路と大地との間(多心ケーブルにあつては, 心線相互間及び心線と大地との間)に連続して 10 分間加えて絶縁耐力を試験したときこれに耐えるものについては, この限りでない。」までを

「電気設備の技術基準とその解釈第 15 条第二号に, 「電線にケーブルを使用する交流の回路においては, 15-1 表に規定する試験電圧の 2 倍の直流電圧を電路と大地との間(多心ケーブルにあつては, 心線相互間及び心線と大地との間)に連続して 10 分間加えたとき, これに耐える性能を有すること。」に変更

P.174 問題 4 の解説 1~2 行目

「移動して使用する電球線は, 1 種キャブタイヤケーブル及びビニルギャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルを使用する。」までを

「屋内で移動して使用する電球線は断面積 0.75mm^2 以上の防湿コード, ゴムキャブタイヤコード及びキャブタイヤケーブルなどを使用しなければならない。」に変更

P.174 問題 4 の解説 3 行目

「第 242 条」を「第 180 条」に変更

P.175 の 1 行目 (問題 4 の解説続き部分)

「第 187 条」を「第 164 条」に変更

P.175 の 7 行目の最後(文末)に,

「ただし, 過電流遮断器が開閉機能を有するものである場合は, 開閉器を省略することができる。」と追加。

P.191 問題 6 の解答番号を

「解答 4.」から「解答 1.」に変更。